

# 法政大学利益・責務相反規程

規定第937号  
一部改正 2024年 9月24日

## (目的)

第1条 本規程は、法政大学（以下「大学」という。）における教職員等の職務と、国内外における他大学、官庁、企業等の外部機関との共同研究、技術移転、受託研究ベンチャー企業創設等の業務（以下「外部機関業務」という。）との兼業によって生じる利益又は責務相反及び研究の国際化やオープン化に伴うリスクを適切に管理することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

### (1) 利益相反

利益相反は、教職員等が得る外部からの利益と、教職員としての教育・研究活動遂行上の責任とが両立できない状態をいう。

### (2) 責務相反

責務相反は、教職員等の職務と外部機関業務の遂行責任が両立できない状態をいう。

### (3) 研究の国際化やオープン化に伴うリスク

外国・地域からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等

## (対象者)

第3条 本規程の適用対象者（以下「教職員等」という。）は、次に掲げる者とする。

### (1) 専任教職員

(2) 本学の兼任教員等で、外部機関業務に参加することが承認されている者

(3) その他、任用にあたって外部機関業務に参加することが承認されている者

## (教職員等の責務)

第4条 教職員等は、自らの研究活動等の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に報告を行うものとする。

## (利益・責務相反の対象)

第5条 利益・責務相反の対象を次のように定義する。

(1) 本学における職務と、外部機関業務との兼業に関する相反

(2) 本学と利害関係を有する外部機関との技術移転及び売買

(3) 公的研究費にかかる研究活動等における利益・責務相反

(4) 外国・地域からの影響による利益・責務相反や技術流出等

(5) 反社会的団体又は反社会的企業との共同活動

(6) その他の利益・責務相反に関する事項

## (利益・責務相反委員会の設置)

第6条 本学に利益・責務相反委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員会の構成)

第7条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 学術支援本部担当理事

(2) 委員会の委員長が指名する者若干名

(3) リエゾンオフィス長

2 委員会の委員長は、前項第1号に規定する委員をもってあてる。

3 第1項第2号の委員は、学内者又は学外者から委員長の指名に基づき大学が委嘱する。

4 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は定期、自己申告モニタリングに基づく検討会、又は所属機関長、教授会あるいは教職員等からの委員会への審議要請によって開催する。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は以下の各項を審議するものとする。

- (1) 利益・責務相反規程の改廃
- (2) 利益・責務相反防止に関する指導及び法的助言
- (3) 外部機関業務実施対象者による自己申告モニタリング
- (4) 第5条の各項の審議、判定及び通知
- (5) 相反発生時における是正勧告
- (6) その他、利益・責務相反に関する重要事項の審議

2 委員会は、審議内容を総長に報告するものとする。

(研究の国際化やオープン化に伴うリスクに対応する専門委員会)

第10条 研究の国際化やオープン化に伴うリスクに係る専門的な事項を検討するため、必要があるときは委員会に、国際化リスクマネジメント専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を置くことができる。

2 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学術支援本部担当理事
- (2) リエゾンオフィス長
- (3) その他、学術支援本部担当理事が指名する者 若干名

3 専門委員会の委員長は、前項第1号に規定する委員をもってあてる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(相談窓口)

第11条 利益・責務相反及び研究の国際化やオープン化に伴うリスクに関する相談等に対応するための相談窓口を、研究開発センターに置く。

(教育・研修)

第12条 利益・責務相反及び研究の国際化やオープン化に伴うリスクに関する教育・研修は研究開発センターにおいて行う。

(事務局)

第13条 本規程に定める事務は、関連部局の協力を得て、リエゾンオフィスが行う。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、リエゾンオフィス運営委員会の議を経て、職務権限規程に基づき決定する。

付 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2024年9月24日から一部改正し施行する。

(追58)